琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　沖縄復帰に伴う特別措置法案(2)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43547

八行
改訂
理工
圖版

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（行政不服審査法関係）（四六・九・一一）

（沖縄の行政庁の処分等に関する不服申立てについての措置）

総理6第一条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖縄の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対してされた申請で同条の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為（行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。）については、この法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2　この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるものとされていた処分でこの法律の施行の際現にその提起期間が進行中のもの（提起期間が定められていなかつたものを含む。）に係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日」とし、その他の不服申立てについては、これらの規定中「処分」とあるのは、「沖縄の行政庁の処分」とする。

沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六・九・一一）

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十七年法律第　号）総理6第一条及び第　条の規定に基づき、との政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖縄の行政庁の処分で行政不服審査法が適用されるもの）

第一条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）総理6第一条の政令で定める沖縄の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三

（法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分）

第三条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

（訴願等の提起期間の特例）

第四条　法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

事務連絡
昭和46年9月21日

沖縄復帰対策各省庁担当官殿

行政管理庁 行政管理局
行政不服審査担当

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等に
規定する不服申立ての経過措置について

沖縄の本土復帰に伴う特別措置に関する法律案(以下「法律案」という。)に規定する行政不服審査法の適用についての経過措置については、現在内閣法制局において審査中でありますが、とりあえず第1読会終了時点における法律案および政令案を送付いたしますので、ご検討のうえ下記事項について至急ご回答ください。

記

1. 沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令(仮称)(案)(以下「政令案」という。)第1条(法律案 総理6第1条第1項参照)で規定すべき処分の調査(様式1)

2. 政令案第2条で規定(同条中「○○○を除く。」の部分)すべきものの調査(復帰時に不服申立てが既提起のものについても未提起の場合と同様に行政不服審査法その他本土法令の不服申立手続によることとするもの)(様式2)

3. 政令案第3条前段の規定にかかわらず法の施行前に沖縄法令による不服申立提起期間が満了したものについても行政不服審査法による不服申立てをさ

首席
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

アメリカ局
46.9.25
北米オ一課

行政管理庁

昭46.6 B4 縦38×24 コピー用紙(50枚天のり)

せることとするものの調査（沖縄法令よりも本土の相当法令に規定する不服申立期間が長いもの）（様式3）

（注）上記1～3に該当するものがある場合には当該法律案または政令案を3部添付してください。

○政令案第1条で規定すべきものの調査

様式1

引き継ぐ処分の態様		沖縄法令	沖縄法令による処分名	特別措置法案の整理番号及び項番号、政令で定めるものは政令名および条項数	備考
①通則第1条以外で本土法令の処分とみなす（条件付を含む。）こととするもの					
②沖縄法令による処分を「従前の例による」こととして引き継ぐもの	不服申立期間及び従前の例によるもの				〔理由を付すこと〕
	不服申立期間については審査法等の本土法によるもの				
③沖縄法令による処分の結果としての効力のみを引き継ぐもの		（例）沖縄での処分にかかわらず、その結果である権利義務の一切を沖縄県知事が承継するような場合等			
④復帰時等の一定時点における処分の効果の状態に着目して引き継ぐもの		（例）復帰の際現に○○○であった者は、復帰後は、（本土の）○○○法に基づく免許を受けていた者とみなすようにする場合等			

昭46.6 B4 縦38×24 コピー用紙（50枚天のり）

○政令案第2条で規定すべきものの調査

様式2

沖縄法令	本土法令	特別措置法案の整理番号及び項番号、政令で定めるものは政令名及び規定内容	備考

○政令案第3条の規定にかかわらず、法の施行前に沖縄法令による不服申立提起期間が満了したものについても行政不服審査法による不服申立てをさせることとするものの調査

様式3

不服申立期間を定める根拠条文及びその期間		特別措置法案の整理番号及び項番号 政令で定めるものは政令名及び規定内容	備考
沖縄法令	本土法令		

(注)　本件についての連絡先　　行政管理庁 行政管理局
藤本副管理官
(581) 0940 (直通)
(581) 5807 (〃)

昭46.6 B4 縦38×24 コピー用紙(50枚天のり)

（法律案要綱）

第六十条関係

1　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分で第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるもの、この法律の施行前に沖縄の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為等について、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）を適用することとすること。

2　この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるものとされていた処分でこの法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについて、行政不服審査法第十四条第一項、第三項、第四十五条及び第四十八条に規定する不服申立期間を延長することとすること。

（行政不服審査法）

（法）

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

第六十条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるものその他政令で定める沖縄の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対してされた申請で同項の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為（行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。）については、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2　この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるものとされていた処分でこの法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てについて、この法律の施行の日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十七年法律第　号）の施行の日」と、同法第十四条第三項（同法第四十八条において準用する場合を含む。）中「経過したとき」とあるのは「経過したとき（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日から起算して六十日以内に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき）」とする。

（政令案要綱）

第百五十六条関係

1　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等及び当該訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、原則として、従前の例によることとすること。

2　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が満了したもの及び法の施行後にされる訴願等の裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととすること。

3　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができないものとされていた処分についての不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができないこととすること。

4　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかつたもの及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等について不服申立ての期間を定め又は延長することとすること。

沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六・一〇・八）

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第　　号）第六十条第一項及び第百五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖縄の行政庁の処分で行政不服審査法が適用されるもの）

第一条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六十条の政令で定める沖縄の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三

（法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分等）

第三条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

2　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができないものとされていた処分についての行政不服審査法による不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができない。

（不服申立て等をすることができる期間に関する特例）

第四条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかつたものに係る行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条　法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

官房副長官
次官
2ぴ一番付(スミ)
条約課長
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長
2ぴ一番付(スミ)
事務連絡
46.10.1

各担当官殿

行政管理庁行政管理局

資料の送付について

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(案)(行政不服審査法関係)を御参考までに送付します。

要処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
食糧
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

抜き
アメ
46.10.02
北オ一課

総理府

B-5 大阪印刷Sテッピー19kg(100枚天のり)

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（案）

（行政不服審査法関係）（四六。九。三〇）

（沖縄の行政庁の処分等に係る不服申立てに関する経過措置）

総理6第一条　この法律の施行前にされた沖縄の行政庁の処分（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二条第一項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）で通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされるもの（その他政令で定める沖縄の行政庁の処分及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対してされた申請で同条の規定により本土法令の相当規定によりされた申請とみなされるものに係る不作為（行政不服審査法第二条第二項に規定する不作為をいう。）について は、この法律又はこの法律に基づく政令で別に定める場合を除き、行政不服審査法を適用する。

2　この法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができるものとされていた処分でこの法律の施行の際その提起期間が進行中のものに係る不服申立て及びこの法律の施行前に沖縄の行政庁に対して不服申立てをすることができないものとされていた処分に係る不服申立てでこの法律の施行日前六十日以内に当該処分があつたことを知つた者が行なうものについては、行政不服審査法第十四条第一項及び第四十五条中「処分があつたことを知つた日の翌日」とあるのは「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和　　年法律第　　号）の施行の日」と、同法第十四条第三項（同法第四十八条において準用する場合を含む。）中「経過したとき」とあるのは「経過したとき（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和　　年法律第　　号）の施行の日から起算して六十日以内に当該期間が経過することとなる場合においては、同法の施行の日から起算して六十日を経過したとき）」とする。

沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六・九・三〇）

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和　　年法律第　　号）総理6第一条及び第　　条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖縄の行政庁の処分で行政不服審査法が適用されるもの）

第一条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）総理6第一条の政令で定める沖縄の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三

（法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法通則第一条の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分）

第三条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

（不服申立て等をすることができる期間に関する特例）

第四条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかつたものに係る行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条　法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

官房書記官　200-2ミ(19/4)

条約課長
法規課長　200-2ミ(19/4)

安全保障課長　200-2ミ(19/4)

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
事務連絡
46.10.11

各担当官殿

行政管理庁行政管理局

資料の送付について

沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令(案)、政令案要綱を御参考までに送付します。

要処理

官事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

アメリカ局
46.10.13
北米第一課

総理府

B-5 大昭和Sニッピー19kg (100枚ものり)

沖縄の復帰に伴う行政不服審査法等の適用の経過措置に関する政令（案）

（四六・一〇・八）

内閣は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第　　号）第六十条第一項及び第百五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（本土法令の相当規定によりされた処分とみなされない沖縄の行政庁の処分で行政不服審査法が適用されるもの）

第一条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「法」という。）第六十条の政令で定める沖縄の行政庁の処分は、次に掲げるものとする。

一

二

三

（法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等についての経過措置）

第二条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（法第五十三条第一項の規定により本土法令の相当規定によりされた処分とみなされる処分（〇〇〇を除く。）又は前条に掲げる処分に係るものに限る。以下「訴願等」という。）及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又は法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等につき法の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（昭和三十七年法律第百六十一号）附則第三項及び第四項の規定の例による。

（不服申立てをすることができない処分等）

第三条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分で、法の施行前にその提起期間が満了したものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。前条の規定により法の施行後にされる訴願等の裁決等についても、同様とする。

2　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができないものとされていた処分についての行政不服審査法による不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができない。

（不服申立て等をすることができる期間に関する特例）

第四条　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかつたものに係る行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間については、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律附則第六項の規定の例による。

第五条　法の施行前に沖縄法令の規定により提された訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等の提起期間は、法の施行の際その提起期間が満了していない場合に限り、法の施行の日から起算する。

附　則

この政令は、法の施行の日から施行する。

（政令案要綱）

第百五十六条関係

1　法の施行前に沖縄の行政庁に対して提起された訴願等及び当該訴願等の裁決等にさらに不服がある場合の訴願等については、原則として、従前の例によることとすること。

2　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が満了したもの及び法により法の施行後にされる訴願等の裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができないこととすること。

3　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができないものとされていた処分についての不服申立てにおいては、当該処分が不当であることを不服の理由とすることができないこととすること。

4　法の施行前に沖縄の行政庁に対して訴願等をすることができるものとされていた処分でその提起期間が定められていなかつたものの及び法の施行前に沖縄法令の規定によりされた訴願等の裁決等について不服申立ての期間を定め又は延長することとすること。